

総合通報機器(じしんたすけ)家屋損害補償制度

〈敬称略〉

(制度の内容と適用)

自治体が株式会社アルファ(以下「当社」という)から賃借又は購入した総合通報機器の利用者から通報を受信した消防署等が利用者を救助するために損壊した家屋については当社が5万円を上限に損害を補償する制度です。

また、自治体が当社以外から賃借又は購入した他社製通報機器についても当社の家屋損害補償制度に加入している場合は適用されます。

(制度の手続と処理)

制度に該当する案件が発生した場合の通常の手続と処理は次のとおりです。

- (1) 消防署等から当社に利用者氏名・救助日時・損壊状況などを報告
- (2) 当社は消防署等からの報告に基づき、裏面の申請書の請求金額及び振込口座を除くすべての内容を記載
- (3) 当社は自治体に内容を記載した申請書を送付
- (4) 自治体は当社から送付された申請書に基づき、利用者又は親族等に損壊した家屋について次の必要書類を要請したうえで家屋の修復を依頼
 - ①修復前の損壊家屋の写真
 - ②修復費用の請求書の原本又は領収書の写し
 - ③補償金の振込口座の記入
- (5) 自治体は当社に押印した申請書及び前項①②を送付
- (6) 当社は前項③に補償金を振込
- (7) 当社は自治体に前項の振込を報告

家屋損害補償金申請書

株式会社 アルファ 宛

下記の申請内容が事実と相違ないことを確認したうえで、下記の緊急通報システム利用者の救助に伴う家屋損害補償金を申請いたしますので、下記の金融機関口座への支払いをお願いいたします。

(西暦年で記入)

補償金申請者	申請日	年 月 日	受理日	年 月 日
	自治体等			
	担当部署			
	担当者			
救助補償報告者	報告日	年 月 日	報告受付者	
	消防署等			
	担当部署			
	担当者			
救助該当利用者	管轄自治体			
	利用者住所	利用者TELNo		
	利用者氏名	利用者コード		
利用者救助日時		年 月 日	(□午前・□午後)	時 分頃
救助補償報告内容				
家屋損害補償金請求金額		家屋損害補償金振込口座		
請求内訳	金額(税込)	金融機関名		
	円	支店・支所名		
	円	口座種別	普通預金 ・ 当座預金	
	円	口座番号		
	円	カタカナ		
合計金額	円	口座名義		
管理課署名	経理課署名	補償金の振込日		申請書への振込報告日
		年 月 日		年 月 日